

入 札 説 明 書

令和6年札幌市告示第 2525 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 6 年 6 月11日

2 契約担当部局

〒004-8616 札幌市清田区平岡 2 条 4 丁目 1-40 清田区土木センター

札幌市清田区土木部維持管理課事務係 電話 011-888-2800 FAX 011-884-6474

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

国庫補助事業 清田区橋梁点検調査業務

(2) 調達案件の仕様等

設計図書及び仕様書(以下「仕様書等」という。)による。

(3) 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 6 年 12 月 10 日まで

(4) 履行場所

札幌市清田区

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「橋梁設計・監理業」、所在地区分「市内」として登録されている者であること。

(6) 公共機関等※が発注した橋梁の点検業務について、元請としての履行実績があること。

ただし、当該履行実績は、平成 20 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものであること。

※公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約第 3 条第 10 号に掲げる機関をいう。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記 2 に同じ。

(2) 入札書の提出期限

入札書は持参または郵送による提出とし、令和 6 年 7 月 3 日(水)12 時 00 分必着とする(提

出方法の詳細については下記(4)を参照のこと。

(3) 開札の日時及び場所

令和 6 年 7 月 4 日(木)10 時 00 分

札幌市清田区平岡 2 条 4 丁目 1-40 札幌市清田区土木センター 会議室1

(4) 入札書の提出方法

入札書は添付様式にて作成し、持参または郵送により提出すること。なお、提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 入札書を持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和 6 年 7 月 4 日 10 時 00 分開札〔国庫補助事業 清田区橋梁点検調査業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の提出期限までに持参しなければならない。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 6 年 7 月 4 日 10 時 00 分開札〔国庫補助事業 清田区橋梁点検調査業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の提出期限までに必着としなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、委任状(添付様式)も同封し提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

カ 郵送により提出し、期限日までに到着しなかった場合には、いかなる理由においても入札に参加することはできない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出

質問は添付様式により作成し、ファクシミリにより提出すること。なお、ファクシミリ送信後は、電話で着信確認すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 6 年 6 月 28(金)17 時 00 分までの間で提出すること。

ウ 質問に対する回答

質問を受理した日の翌日以降、上記 2 の場所で閲覧に供するとともに清田区ホームページに掲載する。したがって、質問を提出する前に、必ず清田区ホームページ上に同様の質問及びその回答が掲載されていないかを確認すること。

回答は、令和 6 年 7 月 1 日(月)までの間に行う。

(6) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、一般競争入札を公正に執行すること

ができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 有

本業務の最低制限価格は札幌市工事等最低制限価格運用要領(平成 14 年 12 月 24 日財政局理事決裁)第 5 条の 3 第 1 項により設定しており、算出方法は第 5 条第 1 項第 2 号による。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、郵送等にて当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して 3 日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記 5(8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、設計書等、契約書案等について疑義がある場合は、所定の方法により質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づく消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書(添付様式)を提出することとする。

(8) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

添付様式契約書(案)のとおり。

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受付けない。

7 入札参加資格の審査に係る書類の提出

上記 6(4)ウによる入札参加資格の審査に係る書類については、下記のとおり作成すること。

- (1) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について
添付様式により作成すること。
- (2) 添付書類
以下の書類(任意様式)を添付書類として提出すること。
 - ア 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
 - イ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し
- (3) その他
 - ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された書類は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。

8 添付様式

- (1) 入札書
- (2) 委任状
- (3) 消費税及び地方消費税免税事業者申出書
- (4) 公示用設計図書の施行条件等に対する質問票
- (5) 契約書(案)
- (6) 札幌市競争入札参加者心得
- (7) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について